作業環境測定のための

労	働	衛	生					
関	係	法	令					
2023–25								

労働者の健康確保を的確に行うためには、化学物質、粉じん等の健康に有害な因子が作業環境中にどの程度存在し、作業者がこれらの有害な因子にどの程度さらされているかを正しく把握することが基本となります。その結果を踏まえ、必要な場合には作業環境の改善対策を講じて、作業者の有害な因子へのばく露を許容できる程度以下に下げることが必要となります。

労働安全衛生法第65条の2では、「事業者は……作業環境測定の結果の評価に基づいて、労働者の健康を保持するため必要があると認められるときは、……施設又は設備の設置又は整備、健康診断の実施その他の適切な措置を講じなければならない」とされ、作業環境測定およびその結果の評価は、事業場における労働安全衛生マネジメントの中核的なプロセスを構成しています。

平成 18 年に労働安全衛生法が改正され,事業者による危険性または有害性の調査の努力義務が導入され,広く職場で使用される化学物質がリスク管理の対象となりました。これによって,事業者による自律的なリスク管理の観点からは,作業環境測定についても,化学物質のリスク評価の手法として,その対象が法令による測定義務のある物質およびこれまで通達により作業環境測定の実施が推奨されていた物質の範囲を超えて,広く有害性のある化学物質全般に拡大したことになります。

このような状況の中で、作業環境測定の本質的部分を担う作業環境測定士の役割への期待はさらに拡大しており、その役割を適切に果たしていくためには、測定に係る技術的・専門的な研鑽に加えて、関連する労働安全衛生法令についての正しい知識を身につけ、日々の活動の中でこれを適用できることも重要となっています。

このような観点から、公益社団法人日本作業環境測定協会は、作業環境測 定士が関連する労働安全衛生法令についての正しい知識を効率的に身につけ ることができるよう、膨大な労働安全衛生関係法令から、作業環境測定士に 関連のある内容をまとめた『作業環境測定 関係法令』を昭和59年に初版 刊行し、以来広く利用されてまいりました。また、本書は、作業環境測定士 試験を受験しようとする方々の参考書としても、広く利用していただいてお ります。

このたび、最近の法令改正の動きを踏まえて最新の内容を盛り込んで『作業環境測定のための労働衛生関係法令 2023—25』として新たに刊行することといたしました。本書が、作業環境測定士および作業環境測定士試験を受験しようとする方々はじめ、広く事業場の安全衛生を担当される方々に広く利用され、よりよい作業環境の実現に役立つことを願うものです。

2023年3月

(公社)日本作業環境測定協会

目 次

序	•••		••••	••••	••••	••••	• • • •	••••	••••	••••	• • • •	••••	• • • •	••••	•••	•••	• • • •	• • • •	•••	••••	• • • •	••••	• • • •	• • • •	•1
は	じめ	かに							••••				•••		•••		• • • •						• • • •		٠5
第	1	部	ÿ	卢 偅	安	全衛	já	三関	夏 仔	秘	、 介	<u>ි</u>	ホ	1	' –	,	 								
	1.	労	働多	全全		法の)ポ	イ	ン!	ŀ								• • •							15
	2.	労	働安	全		法に	お	け	る作	乍業	環	境》	則分	官制	リ度	Ēσ)枠:	組。	み	•••	• • • •		••••	2	26
						基準																			
	4.	作	業璟	環境	則定	結果	しの	評	価		• • • •	• • • • •	•••	• • • •	•••	•••	••••	•••	• • •	• • • •	• • • •	••••	••••		34
	5.	労	働多	全		法に	基	づ	く言	渚規	則	(á	省台	(句	0	大 (ミイ	ン	<u>۱</u>	•••			••••		37
	6.	作	業璟	環境	則定	法	•••	• • • •	••••	••••	• • • •	• • • • •	•••	• • • •	•••	•••	••••	•••	• • •	• • • •	• • • •	••••	••••		56
	<i>7</i> .	じ	ん朋	法	•••	• • • • •	•••	••••	••••	••••	••••	• • • • •	•••	••••	•••	•••	••••	• • •	• • •	••••	••••	••••	••••	(51
第	2	部	ÿ	学 偅	安	全衛	54	三污	ţ.																
	1.	労	働安	全		法制	定	の	趣旨	宣等	į .							• • •							55
	<i>2</i> .	労	働多	全		法の	労	働	衛生	主関	係	主勢	更多	k 項	Į		••••	•••	• • •	• • • •	• • • •	••••	••••		57
		作	業璟	環境	則定	基準	į	• • • •		• • • • •		• • • •		• • •	• • •	• • •				• • •		• • • •		.13	38
		作	業璟	境	評価	基準	į	••••		• • • • •	•••	• • • •		•••	• • •	•••			• • • •	•••	•••	• • • •		·18	37
第	3	部	ÿ	卢 偅	安	全信	j 生	三污	去以	夏保	厚	生	労	衝	尳	当=									
	1.	労	働安	全		規則] (衛	生	基準	(D)	み)		•••	• • • •	•••			• • • •	•••				.24	11
	2.	粉	じん	障:	害防	止規	則			• • • • •		• • • •		• • •	• • •	• • •				• • •		• • • •		.25	56
	<i>3</i> .	石	綿障	害	予防	規則	J			• • • • •		• • • •		• • •	• • •	•••				• • •				.27	73
	4.	電	離放	(射	線障	害防	止	規	則·	• • • • •		• • • •		• • •	• • •	•••				• • •				.29	97
	5.	東	日本	大	震災	によ	; h	生	じナ	た放	射	性特	勿貨	質に	: J	; h	汚	染	され	た	:土	壌勻	手を		
		除	染す	-る;	ため	の業	慈	等	にも	系る	電	離力	 友身	寸紡	劉第	き	防	止	規則	[] ··	•••			.32	20
	6.	特	定化	/学!	物質	[資生	子	防	規則	3II ··														.3:	30

7.	鉛中毒予防規則 ······370
8.	四アルキル鉛中毒予防規則391
9.	有機溶剤中毒予防規則 · · · · · 394
10.	高気圧作業安全衛生規則 · · · · · 414
11.	酸素欠乏症等防止規則 417
12.	事務所衛生基準規則 · · · · · 424
13.	機械等検定規則、防じんマスク・防毒マスク・電動ファン付き
	呼吸用保護具の規格 431
第4	部 作業環境測定法
713 .	
1.	作業環境測定法制定の趣旨などについて ······443
<i>2</i> .	作業環境測定法の主要条項445
第5	部 じん肺法
じん	肺法487
付	録
1.	労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針507
2.	危険性又は有害性等の調査等に関する指針511
<i>3</i> .	化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針516
	リスクアセスメントおよびラベル表示・SDS 交付対象物質525
さくい	5.4

はじめに 一労働安全衛生関係法令とは一

0.1 法令の概要

労働安全衛生関係法令は、労働者の安全と健康の確保のために、国、事業者、労働者などの関係者がそれぞれ行うべきこと、必要な制度の確立などについて扱う法令体系であり、厚生労働省が所管している分野です。

労働者の安全と健康の確保の第一義的な責務は、労働者を使用する事業者にあるということが基本理念となっており、そのため、法令の内容の中心は「事業者は、……しなければならない。」という条文に代表される、事業者が行うべきさまざまな措置義務について定めるものとなっています。

労働者についての義務規定は少なく、事業者が法令に基づいて実施する措置に協力すべきこと (例えば、保護具を支給されたら、それを使うこと) が中心です。

このほか、免許試験、技能講習、作業環境測定、検査検定など、事業者が 自ら行うことは難しいこと、適切ではないことなどについて、これら安全衛 生サービスを適切に実施させるための規定などについても、かなりの条項が 存在します。

法令の体系は、「法律」―「政令」―「省令」(内閣府が定めるものは「府令」)―「告示」で構成され、このほかに、法令を実施していくうえで行政の所管部局(労働安全衛生関係法令については、厚生労働省労働基準局ないしは安全衛生部)の長から都道府県の出先機関の長である労働局長に出される指示文書を「通達」といい、法令ではありませんが、法令の条文の行政による解釈などがわかるので参考にされています(文書は、「平成*年*月*日 基発第*号」という番号のもとに、文書名がつきます。当協会の会員専用ウェブサイト、中央労働災害防止協会安全衛生情報センターのウェブサイトなどで検索ができます)。

「法律」は国会の議決により成立します。法律には、国民(事業者、労働者が当然含まれます)の権利や義務に関する基本的な骨格を定め、それに従って詳細は順次「政令」「省令」に降ろされます(委任といいます)。

「政令」は、法律の定めに従って内閣の閣議により議決して制定し(すなわち、所管省のみが勝手には決められない)、「省令」は、所管省の大臣の決裁により成立します。「省令」は、「規則」とも呼びます。「告示」は、省令同様、所管大臣の決裁により出すことができ、「作業環境測定基準」「作業環境測定評価基準」など、法令に基づいてある項目についてまとまった内容を出すときに使います。

労働安全衛生関係法令は、最も基本的かつ包括的な法律である「労働安全 衛生法」を中核として、次のような体系となっています(安全関係を除く)。

法令は、官報に掲載された時点が公布日となりますが、公布即実施(施行)となるものと、一定期間をおいて施行されるものがあり(同じ法令でも、ある条文は公布日から施行され、他の条文はそうでない場合も多い)、公布日と施行日は6ヵ月、1年などの差があることが多くなっています。これは、多くは、その条文に従うために事業者等において準備に時間がかかることを考慮したものです。

なお、本書に掲載した法令は、令和 4 年 12 月 末現在のものとしております。

0.2 労働安全衛生法令の体系

労働安全衛生関係法令は、安全衛生に関する基本的かつ包括的な法律である「労働安全衛生法」を中核として、次のような体系となっています(安全関係を除く)。

- <1>労働安全衛生法(昭和47年)および同法に基づく政令,厚生労働省令または厚生労働省告示の概要
 - 1) 労働安全衛生法制定の趣旨

職場における,または仕事に関する労働者の健康と安全を確保するために,

法	政令	省令	告示			
・労働安全衛生法(昭和 47 年)	・労働安全衛生法施行令	・・粉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	〈作業環境測定関係〉 ・作業環境測定基準 (昭和 51 年) ・作業環境評価基準 (昭和 63 年) 〈構造規格関係〉 ・防じんマスクの規格 ・防毒マスクの規格			
・作業環境測定法	・作業環境測定法施 行令	・作業環境測定法施 行規則	・作業環境測定士規程 ・作業環境測定機関 となるために必要 な厚生労働大臣の 定める基準 など			
・じん肺法		・じん肺法施行規則				

事業者等関係者の責任体制を明確にし、各関係者が実施すべき事項等を定めたもの。

この法律の制定以前は、安全衛生は労働基準法に依っていたが、工法の複雑化、事業規模の拡大、重層請負など事業実施体制の実情、化学物質等新たな原材料の導入等に効果的に対応するために、労働安全衛生分野のみについて総合的な法律が必要になったことにより新たに制定された。

- ① 「事業者」が主要な義務者
- ② 「注文者」「設計者」「製造者」「輸入者」等, 事業者以外にも努力義務

- ③ 「事業場」が安全衛生管理の基本 (cf. 「作業場所」「屋内作業場」)
- ④ 「鉱山における保安」「船員法の適用を受ける船員」「同居の親族の みによる事業」「家事使用人」「非現業の国家公務員」については適用 がない。

2) 法律の構成

- ・総則(目的、定義、事業者の責務)
- ・労働災害防止計画(厚生労働大臣による5ヵ年計画の策定)
- ・安全衛生管理体制 (事業場における安全衛生の推進のための体制)
- ・事業者等の行うべき危害防止措置(事業場に存在する,または仕事に伴う さまざまなリスクに対応するための事業者等の措置義務について規定。具 体的措置は省令に委任している)
- ・機械, 危険物, 有害物の流通規制を含む規制(ボイラ・クレーン・プレス機械などの危険機械の検査・検定・定期自主検査等, 危険有害化学物質の表示・SDS の提供・製造禁止・製造許可その他の規制)
- ·安全衛生教育,作業環境測定,作業管理,健康管理(健康診断等)
- ・健康増進, 快適職場の形成
- · 免許, 指定試験機関, 登録教習機関
- ・安全衛生改善計画等と労働安全・衛生コンサルタント
- 監督等

3) 政 令

・労働安全衛生法施行令(政令(昭和47年)) 労働安全衛生法が規定する事業者の種々の義務のかかる範囲(業種,規模, 作業の種別,機械・化学物質等の種類等)などについて定めている。

4) 省 合

- ・労働安全衛生規則(以下「規則」はいずれも厚生労働省令。(昭和 47 年)) 労働安全衛生法および労働安全衛生法施行令に基づき(以下同様),同法, 同施行令から省令に委任された事項その他同法を施行するために必要な事 項を定めている。
- ・粉じん障害防止規則 (昭和 54 年) 労働者が粉じんにさらされることによりじん肺その他の健康障害を起こす ことを予防するために、事業者が取るべき措置等を定めている。

- ・石綿障害予防規則(平成 17 年) 石綿(アスベスト)を吸引することによる肺がん、中皮腫等を予防するために、事業者が取るべき措置等を定めている。
- ・電離放射線障害防止規則(昭和 47 年) 放射線業務において、エックス線、ガンマ線、アルファ線等の電離放射線 にばく露(外部被ばく、内部被ばく)することによる労働者の健康障害を 予防するために、事業者が取るべき措置等を定めている。
- ・東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則(平成23年) 東日本大震災に伴う原子力発電所事故の復旧・復興作業などに際し汚染土 壌等の取扱作業を行う労働者の健康障害を予防するために、事業者が取るべき措置等を定めている。
- ・特定化学物質障害予防規則(昭和 47 年) 化学物質による発がん、神経障害、皮膚炎等の健康障害を予防するために、 事業者が取るべき措置等を定めている。
- ・鉛中毒予防規則(昭和 47 年) 鉛およびその化合物の蒸気または粉じんを発生する業務において、これら を作業者が吸入すること等による鉛中毒を予防するために、事業者が取る べき措置等を定めている。
- ・四アルキル鉛中毒予防規則(昭和 47 年) 四アルキル鉛および加鉛ガソリン(四アルキル鉛等)による中毒を予防するために、事業者が取るべき措置等を定めている。
- ・有機溶剤中毒予防規則(昭和 47 年) 溶剤等として製造したり、使用する過程で有機溶剤を吸入することによる 中毒の防止等のために、事業者が取るべき措置等を定めている。
- ・高気圧作業安全衛生規則(昭和 47 年) 高圧室内業務および潜水業務において大気圧を超える圧力下の作業による 減圧症,有害ガス等による爆発または健康障害等の防止のために,事業者 が取るべき措置等を定めている。
- ・酸素欠乏症等防止規則(昭和 47 年) 酸素欠乏危険場所における作業等による酸素欠乏症または硫化水素中毒の 予防のために、事業者が取るべき措置等を定めている。

·事務所衛生基準規則(昭和 47 年)

事務所における換気,温湿度管理,二酸化炭素等の濃度管理,清潔,休養等について事業者が行うべき措置等を定め,事務所における衛生水準の確保を目的とする。

5) 厚生労働省告示

[作業環境測定関係]

- ·作業環境測定基準(昭和51年)
- ・作業環境評価基準(昭和63年)

[構造規格関係]

- ・防じんマスクの規格
- ・防毒マスクの規格
- · 再F室構造規格
- ·潜水器構造規格
- ・エックス線装置構造規格
- ・ガンマ線照射装置構造規格
- ・チェンソーの規格その他、告示は多数出ている。

<2>作業環境測定法(昭和 50 年)および同法に基づく政令または 厚生労働省令

1) 作業環境測定法

労働安全衛生法に定める作業環境測定の適切な実施等のため,「作業環境 測定士」「作業環境測定機関」「指定作業場」を定義するとともに,これらの 業務や義務等を定めたもの。

2) 作業環境測定法施行令

4条のみからなり、「指定作業場」「手数料」などを定めている。

3) 作業環境測定法施行規則

作業環境測定法の中で、省令に委任された事項および作業環境測定法の実施に必要な措置を定めている。

<3>じん肺法(昭和35年)および同法に基づく厚生労働省令

「じん肺」とは、土石、岩石、鉱物等の粉じんを吸入することにより肺に

生じた線維増殖性変化を主体とする疾病をいう。不可逆的で治癒は困難。

じん肺法の趣旨は、じん肺に関して適切な予防および健康管理その他必要な措置を講ずることにより労働者の健康と福祉を図ることであり、「常時粉じん作業」従事者を「管理区分 $1\sim4$ 」の分類および「合併症」罹患の有無に応じて健康管理を行う。

具体的には、「じん肺」「合併症」「粉じん作業」などの定義、じん肺健康診断の実施内容の基本項目、エックス線写真の像による型(第1型~第4型)区分およびじん肺健康診断の結果による「じん肺管理区分」(管理1~管理4)、健康診断の種類・実施手順、じん肺管理区分の決定手続き、健診結果に基づく措置、「じん肺診査医」「粉じん対策指導委員」の設置等を定めている。

じん肺健康診断では、他の健康診断と異なり、有所見者については都道府 県労働局長が事業者等からエックス線写真および必要書類の提出を受けて 「地方じん肺診査医」の診断または審査に基づき「じん肺管理区分」を決定 し、事業者は、その結果に従い、関係労働者の健康管理を行う。

「管理 4」と診断された者および「合併症」に罹患している者は、療養を要する。

・じん肺法施行規則

具体的な「粉じん作業」の範囲、健康診断の細目、じん肺管理区分の決定 手続きの細目など、省令に委任された事項その他のじん肺法の実施に必要な 措置を定めている。

※ じん肺法およびじん肺法施行規則は、じん肺の予防のための作業環境 管理、作業管理等に係る条文がなく、健康管理を中心とした法令となっ ている。

じん肺の予防措置については、(昭和 54 年) に粉じん障害防止規則 として制定された。

さくいん

[A-Z]

33, 144, 188 A 測定 B 測定 33. 143. 188 33, 199 C測定 33. 199 D 測定 GHS→化学品の分類及び表示 に関する世界調和システ 4 ISO 45001 104 JIS Q 45100 104 SDS→安全データシート OSHMS→労働安全衛生マネ ジメントシステム PDCA サイクル 104

【あ】

空容器の処理 (有機則) 413 安全衛生委員会 99 安全衛生改善計画 25. 224 安全衛生管理体制 69 安全衛牛教育 22. 128 安全衛生診断 225 安全衛生推進者等 75 安全管理者 安全管理者等に対する教育等 QQ

安全データシート (SDS: Safety Data Sheet) 19, 117, 118

[(1)]

医師による「面接指導」 25 石綿含有成形品の除去および 石綿含有仕上げ塗材の電 動工具による除去に係る 措置 281 石綿作業主任者技能講習 295 石綿作業主任者の職務 286 石綿作業主任者の選任 44,286 石綿障害予防規則 42, 273 石綿等が吹き付けられた建築 物等における業務に係る 措置 282 石綿築の使用の状況の通知

282 石綿等の製造等に係る基準 (石綿則) 295

石綿等の切断等の作業等に係 る措置 283 石綿等を取り扱う業務等に係 る措置 276 石綿等を取り扱う業務に係る その他の措置 283

石綿分析用試料等に係る措置 294 石綿分析用試料等の製造許可 手続き及び許可の基準

173

石綿の濃度の測定

295

石綿を含有するおそれのある 製品の輸入時の措置 294

石綿を含有する製品に係る報 告 296

1,3-ブタジエン等に係る措置 *362*

1,3-プロパンスルトン等に係 る措置 *364*

一般健康診断 23 一般的防止措置(酸欠則)

418, 420 インジウム化合物等に係る措 置 357

【え】

衛生委員会 18. 96 衛生管理者 15. 72 衛生推進者・(安全)衛生推進 者 15.76 疫学的調査等 237 液体捕集方法 138 エチレンオキシド等に係る措 置 357 エックス線作業主任者. ガン マ線透過写真撮影作業主 仟者 315 エックス線作業主任者の選任 および職務 315 エックス線写真等の提出命令 (じん肺法) 500 エックス線写真の像 493 絵付けに係る設備 380 塩素化ビフェニル等に係る措 置 356

【お】

大掃除 38 オーラミン等 334 屋内作業場の周壁が開放され ている場合の適用除外 401 汚染の防止(除染電離則) 327 汚染の防止(電離則) 305 温湿度調節 251 温度および湿度 251

【か】

海外派遣労働者の健康診断 207 改善指示制度 255 解体等の業務に係る措置(石 綿則) 276 快適な職場環境の形成のため

の指針の公表等 220 換気装置の性能等(有機則) 快適な職場環境の形成のため の措置 220 外部放射線の防護 306 加鉛ガソリン 391 化学品の分類及び表示に関す る世界調和システム (GHS: Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals) 114, 117, 118 化学物質 67 化学物質, 化学物質を含有す る製剤その他の物を製造 し, または取り扱う設備 等についての改造等の作 業に係る仕事の注文者の 講ずべき措置 105 化学物質管理者 254 化学物質等による危険性又は 有害性等の調査等に関す る指針 103,122,516 化学物質の有害性の調査 加工施設等における作業規程 312 過重労働 211 ガス等の発散の抑制等 241 型式検定 20, 108 型式検定を受けるべき機械等 109 型式検定を受けるべき防毒マ スク 109 合併症 488 加熱された炉の修理 251 簡易測定機器 447 含鉛塗料等の製造に係る設備 379 換気 38, 250 換気 (酸欠則) 420 換気装置の稼働(有機則)

換気装置の構造,性能等(鉛

則) 382

403 がん原性 125 監視人等(酸欠則) 422 間接撮影時の措置 306 乾燥設備 (鉛則) 380 監督等 227 ガンマ線照射装置 106 ガンマ線透過写直撮影作業主 任者の選任および職務 315 管理(石綿則) 286 管理(特化則) 348 管理(鉛則) 383 管理(粉じん則) 266 管理(有機則) 405 管理が良好な事業場の適用除 外(特化則) 341 管理が良好な事業場の適用除 外(粉じん則) 260 管理区域,線量の限度・測定 302 管理区域の明示等 302 管理区分 36, 188, 195 管理第二類物質 335 管理濃度 35, 188, 189 【き】 気温、湿度等の測定 153

機械等検定規則 431 機械等並びに危険物及び有害 物に関する規制 106 機械等に関する規制 106 機械等の改善命令 108 機械等の種類 233 規格に適合した機械等の使用 規格を具備すべき防毒マスク 危険性又は有害性等の調査 19. 104 危険性又は有害性等の調査等 に関する指針 103, 511 危険の防止 100 危険物及び有害物に関する規

制 110 気こう室 416 技術上の指針等の公表等 102 気積 38, 250 気積および換気 249 既存化学物質 125 喫煙等の禁止 311.328 技能講習 223 救急用具 254 救急用具 (事務所則) 430 休憩室等 (石綿則) 288 休憩室・洗浄設備・喫煙等の 禁止・掲示・作業の記録 (特化則) 354 休憩設備(粉じん則) 42, 267 給湿 251 救出時の空気呼吸器等の使用 (酸欠則) 422 給食従業員の検便 208 急迫した危険からの退避 101 休養 38, 252 休養 (事務所則) 430 業務規程 (作業環境測定法) 475 業務の休廃止等の届出 477 業務廃止等の報告 447 局所排気装置およびプッシュ プル型換気装置の定期自 主検査(有機則) 406 局所排気装置等の稼働(特化 [三] 344 局所排気装置等の稼働(石綿 則) 285 局所排気装置等の管理(粉じ ん則) 41,266 局所排気装置等の性能(鉛則) 50. 383 局所排気装置等の設置が困難 な場合における設備の特 例(有機則) 401 局所排気装置等の定期自主検 杳(鉛則) 384

局所排気装置等の特例(鉛則) 381 局所排気装置等の要件(石綿 目(1)目 284 局所排気装置等の要件等(粉 じん則) 264 局所排気装置の稼働の特例 (有機則) 405 局所排気装置の性能(有機則) 403 局所排気装置のダクト(鉛則) 382 局所排気装置のフード等(有 機則) 403 局所排気装置の要件(特化則) 局所排気装置または排気筒の フード (鉛則) 記録の作成および保存等(じ ん肺法) 501 緊急作業における被ばく限度 303 緊急診断 (特化則) 367 緊急診断 (有機則) 411 緊急措置 (電離則) 314 禁止物質の製造等に係る基準 等 (特化則) 368 金属アーク溶接等作業に係る 措置 366

[<]

空気中の放射性物質の濃度 310 空容器の処理 413 国の援助 219, 220 国の援助等 128 グラスファイバーろ紙 448 燻蒸作業に係る措置 360

【け】

計画の届出(等) 25,227, 229 計画の届出をすべき機械等 229 計画の届出をすべき業種 228

454 研究開発の推進等 237 健康管理 201 健康管理(じん肺法) 61, 494 健康管理(鉛則) 388 健康管理手帳 25. 216 健康管理手帳を交付する業務 216 健康管理のための措置(じん 肺法) 501 健康教育等 219 健康診断 200 健康診断 (石綿則) 292 健康診断 (除染電離則) 328 健康診断 (電離則) 45, 318 健康診断 (特化則) 366 健康診断(鉛則) 51, 388 健康診断 (有機則) 52. 409 健康診断結果の記録の作成 208 健康診断結果報告 212 健康診断結果報告 (石綿則) 293 健康診断結果報告 (特化則) 366 健康診断結果報告 (有機則) 健康診断実施後の措置 24, 211 健康診断の結果についての医 師からの意見聴取(石綿 BII) 293 健康診断の結果についての医 師等 (または歯科医師) からの意見聴取 24, 210

掲示 (石綿則)

掲示(粉じん則)

欠格事項 230

警報装置等 (電離則)

欠格条項 (作業環境測定士)

掲示 (有機則)

289

406

267

308

健康診断の結果の記録 209 健康診断の結果の記録(石綿 目11) 293 健康診断の結果の通知 25, 212 健康診断の結果の通知(石綿 則) 293 健康診断の結果の通知(有機 訓) 411 健康診断の指示 208 健康診断の実施 (石綿則) 292 健康診断を行うべき有害な業 202 健康の保持増進のための指針 の公表等 219 健康の保持増進のための措置 133 研修の指示 (作業環境測定法) 482 原子炉施設における作業規程 建設業等における爆発・火災 時の救護措置に際して講 ずべき措置 101 建設業に係る計画の届出 234 建設業の特例 232 建設物等に係る健康等を保持 するための措置 100 検知管方式 448 建築物の解体等の作業等の条 件(石綿則) 282 建築物の室についての測定 156 [2]

高圧室内業務 414 合格証および講習修了証 462 合格の取消し等 462 高気圧作業安全衛生規則 414 講習 461 厚生労働大臣が定める標章

117 作業環境測定 26, 68, 厚生労働大臣等の権限(作業 133. 446 環境測定法) 480 作業環境測定 (電離則) 厚生労働大臣の定める基準 317 (作業環境測定法) 作業環境測定(粉じん則) 41, 268 高度プロフェッショナル制度 作業環境測定機関 56, 214 467 坑内の気温 251 作業環境測定基準 26. 坑内の作業場における測定 31, 138 作業環境測定基準別表第1 坑内の炭酸ガス濃度の基準 163 作業環境測定基準別表第2 243 178 坑内の通気設備 250 コークス炉に係る措置 作業環境測定士 56,447, 358 452 呼吸用保護具等 248 作業環境測定士試験 452 呼吸用保護具等(鉛則) 作業環境測定士の資格 452 390 作業環境測定士名簿 456 呼吸用保護具等の使用(石綿 作業環境測定等 (酸欠則) 則) 284 呼吸用保護具の使用(粉じん 420 則) 270 作業環境測定特例許可につい 呼吸用保護具・保護具の数等 T 145 (石綿則) 293 作業環境測定の結果の評価等 個人ばく露測定 122 186 個人サンプリング法 173, 作業環境測定の実施 448 186, 449 作業環境測定法 56, 443 作業環境測定を行うべき作業 固体捕集方法 138 コバルト等に係る措置 場 134, 244 358 作業環境測定を行うべき作業 混合有機溶剤の成分指数の算 場と測定の種類等 定方法 148 29, 136 コントロール・バンディング 作業環境評価基準 26, 187 123 コンベヤー 380 作業環境評価基準別表 189 【さ】 作業管理 201 再圧室 106 作業規程(特化則) 346 採光および照明 250 作業計画(石綿則) 43,

278

326

290

作業計画 (除染電離則)

作業計画による作業の記録

作業行動による労働災害の防

作業衣(鉛則) 390

時間 142

作業環境管理 201

作業環境管理専門家

作業が定常的に行われている

269. 352. 387. 408

ıl: 101 作業時間の制限 200 作業室 (高圧則) 416 作業主任者 17,84 作業主任者(酸欠則) 421 作業場の種類 451 作業転換のための教育訓練 (じん肺法) 503 作業に係る設備等 (石綿則) 283 作業の管理 200 作業の記録 (石綿則) 289 作業の指揮者 (除染電離則) 326 作業の転換 (じん肺法) 501 作業の届出(石綿則) 279 作業の届出 (除染電離則) 327 作業方法,場所の危険防止 100 産業医(等) 15,77 残さい物処理(特化則) 345 三酸化二アンチモン等に係る 措置 359 酸素及び硫化水素の濃度の測 定 174 酸素欠乏 417 酸素欠乏危険作業 417 酸素欠乏危険作業主任者技能 講習 423 酸素欠乏危険場所 91 酸素欠乏症 417 酸素欠乏症等 417 酸素欠乏症等防止規則 417 酸素欠乏等 417 酸素欠乏・硫化水素危険作業 主任者技能講習 423 サンプリング 68, 449

[1]

四アルキル鉛 391 四アルキル鉛中毒予防規則 391 四アルキル鉛等業務 91. 393 四アルキル鉛等業務(作業主 任者) 91 歯科医師による健康診断 208 事業者 67.445 事業者(除染雷離則) 323 事業者(じん肺法) 488 事業者が講ずべき快適な職場 環境の形成のための措置 に関する指針 218 事業者等の責務 68 事業者によるエックス線写真 等の提出 (じん肺法) 498 事業場の安全又は衛生に関す る改善措置等 223 事業者の行うべき調査等 103 事業者の講ずる措置 220 事業者の責務 (石綿則) 273 事業者の責務 (特化則) 330 事業者の責務(粉じん則) 256 事業廃止の際の報告 296 試験 460 事故等の報告 (酸欠則) 423 仕事の範囲 234 事故に関する測定および記録 (電離則) 315 事故の場合の退避等 (有機則) 事故由来廃棄物等の処分の業 務に係る作業における作 業規程 313 事故由来廃棄物等の処分の業 務に係る作業の届出 314 事故由来放射性物質 323 事故由来放射性物質に係る汚 染の防止 312

四アルキル鉛等 *391*

事故由来放射性物質により汚 染された土壌等を除染す るための業務等に係る放 射線障害防止の基本原則 320 自主的活動の促進のための指 103 施設等における線量の限度 事前調査及び分析調査(石綿 43,276 事前調查等 (除染電離則) 湿式型の衝撃式削岩機の給水 266 実施状況等の報告 231 湿潤な状態に保つための設備 による湿潤化 266 疾病の報告 235 指定緊急作業従事者等に係る 記録等の提出 319 指定作業場 135,443,446 指定試験機関 465 指定試験機関の指定 223 指定登録機関 456, 466 自発的健康診断 209 自発的健康診断の結果の提出 209 事務室の環境管理(事務所則) 424 事務所衛生基準規則 54, 424 就業禁止(鉛則) 389 就業時健康診断 (じん肺法) 494 就業制限 132 受験資格 461 受動喫煙の防止 218 焼結鉱等 370 使用された器具等の付着物の 除去 (石綿則) 289 照射筒等 306 照度 37, 250 譲渡 107, 112 譲渡等の制限等 106 照明 37

省令委任 101 職長等の教育を行うべき業種 132 食堂および炊事場 253 除じん (石綿則) 285 除じん(特化則) 344 除じん装置(鉛則) 382 除じん装置の設置(粉じん則) 40. 264 除じん装置の要件等 266 女性労働基準規則 195 除染電離則→東日本大震災に より生じた放射性物質に より汚染された土壌等を 除染するための業務等に 係る電離放射線障害防止 規則 除染電離則電離放射線健康診 断個人票 328 除染等業務 323 除染等業務従事者 323 除染等業務従事者の被ばく限 度 325 除染等業務における電離放射 線障害の防止 除染等業務に係る特別の教育 328 除染等業務の実施に関する措 置 326 除染等作業 324 除染特別地域等 323 書類の保存(作業環境測定法) 481 書類の保存等 236 試料採取方法 163. 178 人員の点検等 (酸欠則) 421 新規化学物質(の有害性の調 查) 21, 123 診察および処置(酸欠則) 422 診察等(除染電離則) 327 診察等 (電離則) 314 心身の状態に関する情報の取 扱いおよび健康診断に関

する秘密の保持 237

じん肺 61,488 じん肺管理区分 61,493 じん肺管理区分の決定手続等 498 じん肺健康診断 61,490 じん肺法 61,487

じん肺法 61, 487 心理的な負担の程度を把握す るための検査等 (ストレ スチェック) 214

【す】

随時申請(じん肺法) 499 随時診断(鉛則) 389

【せ】

清潔 252 清潔 (事務所則) 430 清潔の保持等 (鉛則) 385 製剤その他のもの 119 清掃 (粉じん則) 42, 267 製造業等の元方事業者による 作業間の連絡および調整 を行うことに関する措置

製造等(石綿則) 294 製造許可等(特化則) 368 製造等が禁止される有害物等 111

製造等に係る措置(特化則) *342*

製造等の禁止 110 製造等の禁止の解除手続(石 綿則) 294

製造の許可 21, 112 製造の許可等 (特化則) 368

製造の許可を受けるべき有害 物 113

政府の援助等(じん肺法) 503

設備(鉛則) 374 設備(有機則) 400 設備等の基準(粉じん則)

設備等の適用除外 (粉じん則) 263 設備の改造等の作業(特化則) 346 設備の性能等 (石綿則) 設備の性能等 (粉じん則) 264 施釉に係る設備 379 潜水器 106 潜水業務 414 全体換気装置の性能(鉛則, 有機則) 383, 404 専用の保護具等 249 線量当量率等の測定 157 線量当量率等の測定等 317 線量の限度および測定 325 線量の測定 304, 325

【そ】

等 *305*, *325*

線量の測定結果の確認, 記録

騒音 38 騒音障害防止用の保護具 249 騒音の測定 153 騒音の伝ばの防止 244 騒音を発する場所の明示等 244 総括安全衛生管理者 15. 70 送気マスクの使用 (有機則) 411 送気マスクまたは有機ガス用 防毒マスクの使用 (有機 則) 412 相対濃度指示方法による測定 において使用する質量濃 度変換係数及び妨害物質 がある場合における検知 管方式による測定の具体 的方法について 152. 182

152, 182 装置等 (四アルキル鉛則) 393 測定 (石綿則) 290 測定(鉛則) 386 測定(粉じん則) 268 測定 (有機則) 407 測定およびその記録(石綿則) 290 測定およびその記録(特化則) 350 測定器具(酸欠則) 420 測定器の備付け (電離則) 319 測定結果の評価 188 測定結果の評価 (石綿則) 291 測定結果の評価 (特化則) 350 測定結果の評価 (鉛則) 386 測定結果の評価 (粉じん則) 268 測定結果の評価 (有機則) 407 措置の停止 231 その他の施設 (電離則)

【た】

311

体育活動等についての便宜供 与等 219 第1管理区分 36, 188, 194 第1評価値 36, 194 第一類物質 46, 331

第一類物質の取り扱いに係る 設備 342 第1種酸素欠乏危険作業

417 第 1 種有機溶剤等 52, 394

第1種有機溶剤等または第2 種有機溶剤等に係る設備 400

ダイオキシン類 246 第57条第1項の政令で定め る物及び通知対象物につ いて事業者が行うべき調 香等 122

- 第 3 管理区分 36, 188, 194, 195
- 第3管理区分に区分された場 所の措置(特化則) 352
- 第3管理区分に区分された場 所の措置(鉛則) 386
- 第3管理区分に区分された場 所の措置(粉じん則) 269
- 第3管理区分に区分された場 所の措置(有機則) 407
- 第 3 種有機溶剤等 52, 397
- 第3種有機溶剤等に係る設備 400
- 第三類物質 *47,335* 第三類物質等 *345*
- 大臣が定める規格を具備すべ き機械等 19
- 退出者の汚染検査・持出し物 品の汚染検査(除染電離 則) 327
- 代替設備の設置に伴う設備の 特例 402
- 第 2 管理区分 36, 188, 194
- 第2管理区分に区分された場 所の措置(石綿則) 291
- 第2管理区分に区分された場 所の措置(特化則) 353
- 第2管理区分に区分された場 所の措置(鉛則) 388
- 第2管理区分に区分された場 所の措置(粉じん則) 270
- 第2管理区分に区分された場 所の措置(有機則) 409
- 第 2 種有機溶剤等 52, 396

417 第 2 評価値 36,194 第二類物質 45,331 第二類物質の製造等に係る設

第2種酸素欠乏危険作業

第二類物質の製造等に係る 備 342 退避(酸欠則) 422 退避等(電離則) 314

退避等・立入禁止措置・容器 等・救護組織等(特化則)

348

貸与 107 立入禁止 38,244 立入禁止 (電離則) 308 立入禁止措置 (石綿則) 284

他の屋内作業場から隔離され ている屋内作業場におけ る設備の特例 402 単位作業場所が著しく狭い場 合 143 タンク 391 タンク内作業 (有機則)

短時間有機溶剤業務を行う場合の設備の特例 401

【ち】

チェーンソー 106 中高年齢者等についての配慮 133 直接捕集方法 138 貯蔵および空の容器等の処理 (鉛則) 384 貯蔵および空容器の処理(有

[つ]

通知(じん肺法) 499 通知対象物 118, 124

機則) 412

【て】

定期外健康診断 (じん肺法) 496 定期健康診断 205 定期健康診断 (じん肺法) 495

定期自主検査 20,110 定期自主検査 (石綿則) 287

定期自主検査(電離則) 309

定期自主検査(特化則) 349

定期自主検査(鉛則) 49, 384

定期自主検査(有機則) 53,406

定期自主検査を行うべき機械 等(石綿則) 286 定期に自主検査を行うべき機

械等 110 提供 112

適用除外 (鉛則) 373 適用除外 (特化則) 335 適用の除外(有機則) 399 適用場所 (有機則) 399 デザイン *68*, *449* 転換手当(じん肺法) 502 点検 (石綿則) 288 点検 (電離則) 309 349

点検 (特化則) 349 転写紙の製造に係る設備 379

電線等の製造に係る設備 377

電動ファン付き呼吸用保護具 20,107,109

電動ファン付き呼吸用保護具 の規格 *437* 電離放射線 *300、323*

電離放射線 300,323 電離放射線障害防止規則 44,297

(と)

当該作業が行われる位置 144

透過写真撮影用ガンマ線照射 装置による作業の届出 319

透過写真の撮影時の措置等 308 統括安全衛生責任者 18 除外(特化則) 335 透視時の措置 306 特定粉じん作業 40.260 銅製錬等に係る設備 375 特定粉じん作業以外の粉じん 登録(作業環境測定士) 作業に係る措置 262 454 特定粉じん発生源 259 登録(労働安全・衛生コンサ 特定粉じん発生源に係る措置 ルタント) 226 261 登録講習機関 466 特定有機溶剤混合物に係る健 登録証 457 康診斯 367 登録証の譲渡等の禁止 特定有機溶剤混合物に係る測 458 定等 3.5.3 登録証の返納 459 特別安全衛生改善計画 登録の消除 460 224 登録の手続き 456 特別管理物質(特化則) 登録の取消し等 458,477 47, 209, 354 特殊健康診断 23. 202 特別教育の記録の保存 特殊な作業等の管理 (特化則) 131 356 特別教育を必要とする業務 特殊な作業における防止措置 22. 129 (酸欠則) 419, 423 特別な作業の管理(電離則) 特定化学設備 345 312 特定化学物質 86, 335 特別の教育(石綿則) 43, 特定化学物質(製造の許可を 288 受けるべき有害物) 特別の教育(酸欠則) 422 113 特別の教育 (除染電離則) 特定化学物質及び四アルキル 328 特別の教育(電離則) 45, 鉛等作業主任者技能講習 369 316 特定化学物質作業主任者の選 特別の教育(粉じん則) 任および職務 49. 41, 267 349 特別有機溶剤 47, 334 特定化学物質隨害予防規則 特別有機溶剤業務 329 46, 330 特別有機溶剤等 334

特定化学物質の濃度の測定

特定業務従事者の健康診断

特定線量下業務 324

特定線量下業務における電離

放射線障害の防止

特定線量下作業 324

特定第二類物質 334

特定線量下業務従事者

160

207

323

328

【な】

特別有機溶剤等に係る措置

特例緊急被ばく限度 304

取扱い上の規制 (電離則)

357

310

内燃機関の使用禁止 243 鉛化合物 372 鉛化合物の製造に係る設備 377 鉛業務 89, 372 特定の物質・業務に係る適用 鉛健康診断結果報告(鉛則)

389 鉛合金 372 鉛合金の製造等に係る設備 377 鉛作業主任者 383 鉛作業主任者技能講習 390 鉛製錬等に係る設備 374 鉛装置の破砕等に係る設備 379 鉛蓄電池の製造等に係る設備 376 鉛中毒予防規則 49, 370 鉛等 370 鉛の濃度の測定 173 鉛ライニングに係る設備 378 鉛ライニングを施した物の溶 接等に係る設備 378

【に】 ニトログリコールに係る措置

361 日本作業環境測定協会 479 認定の基準 230 231 認定の更新 認定の申請 230 認定の単位 230

【は】

認定の取消し 232

排液処理(特化則) 344 排液の処理 243 排ガス処理 (特化則) 344 排気口 403 排気の処理 243 廃棄物収集等業務を行う際の 容器の使用等(除染電離 則) 327 廃棄物の焼却施設に係る作業 246 排風機等 403 ばく露の低減措置 242 発散源に近接する場所におけ る作業 144

罰則 238, 484, 503 発破終了後の措置 (粉じん則) 268 場の測定 122 はんだ付けに係る設備 379

【ひ】

東日本大震災により生じた放 射性物質により汚染され た土壌等を除染するため の業務等に係る電離放射 線障害防止規則 320 避難用具等 422 皮膚障害防止用の保護具 248 秘密保持義務等 476 評価値の計算 197 評価の結果に基づく措置(石 綿則) 291 病原体の処理 243 標識の掲示(電離則) 307 表示する者の氏名等 116 表示等 21, 114, 244 病者の就業禁止 218

【ふ】 吹き付けられた石綿等および

石綿含有保温材等の除去 等に係る措置 279 ふく射熱からの保護 251 プッシュプル型換気装置の件 能等(鉛則,有機則) 383, 404 文書の交付 117 文書の交付等 21, 118 粉じん作業 (粉じん則) 40, 256 粉じん作業 (じん肺法) 488 粉じん作業に係る措置 262 粉じん隨害防止規則 40. 256

粉じんにさらされる程度を低

ん肺法) 501 粉じんの相対沈降径 142 粉じんの発散を抑制するため の措置(除染電離則) 327 粉じんの飛散の防止 243 粉じんの濃度等の測定 140 分析 68 分析方法 163,178 分粒装置を用いる 142

[^]

変異原性試験 125 ベンゼン等に係る措置 362

報告(石綿則)

【ほ】

296

報告 (特化則) 369 報告等 235 報告等 (作業環境測定法) 481 放射性物質 301 放射性物質取扱作業室 310 放射性物質取扱作業室の汚染 検査等 311 放射性物質の濃度の測定 159, 317 放射線業務 86,301 放射線業務従事者の被ばく限 度 303 放射線源の収納 309 放射線源の点検等 310 放射線源の取出し等 308 放射線装置室 307 防じんマスク 107, 109 防じんマスクの規格 432 法第88条第1項ただし書の 厚生労働省令で定める措 置 229 防毒マスク 107, 109 防毒マスクの規格 434

法令等の周知 236

減させるための措置(じ 保温材、耐火被覆材等の除去

等に係る措置 281 保健指導等 212 保護具 (石綿則) 293 保護具 (除染電離則) 327 保護具 (特化則) 368 保護具(粉じん則) 41, 270 保護具(有機則) 411 保護具(等) 39. 248 保護具着用管理責任者 255 保護具等(電離則) 311 保護具等(鉛則) 390 保護具等の管理 (石綿則) 294 保護具等の点検 (酸欠則) 421 保護具の汚染除去(除染電離 []] 327 保護具の数等 (安衛則, 有機 則) 249, 412 保護具の使用等 (酸欠則) 421 補修等 (石綿則) 288 補修等(電離則) ぼろ等の処理(特化則) 345

【ま】

満15歳以下の者の健康診断 の特例 206

【め】

名称等の通知 120 名称等の表示 116 名称等を通知すべき危険物及 び有害物 119 名称等を表示すべき危険物及 び有害物 115 名称の使用制限 462,480 免許 221 免許試験 222 免許の取消し等 221 面接指導等 213 メンタルヘルス 215

[4,]

最も高くなると思われる時間 144

[や]

焼入れに係る設備 380 雇入れ時等の教育 129 雇入時の健康診断 205

[60]

有害原因の除去 241 有害性の調査の指示 126 有害な作業環境 241 有害物等による健康障害の防 100 ıĿ. 有害物の製造等の禁止 20 有害物の分布等 142 有機溶剤 51,92,394 有機溶剤業務 397 有機溶剤作業主任者技能講習 有機溶剤作業主任者の選任お よび職務 405 有機溶剤中毒予防規則 51. 394 有機溶剤等 51,394 有機溶剤等の区分の表示 406 有機溶剤等の貯蔵 412 有機溶剤の貯蔵及び空容器の 処理 412 有機溶剤の濃度の測定 175 遊離けい酸の含有率の測定 142

の位置に限る 142 【よ】

床上50センチメートル以上

150 センチメートル以下

床(特化則) 346

容器 (電離則) 311 要求性能墜落制止用器具等

(酸欠則) 421 用後処理(特化則) 344

[0]

離職時健康診断 (じん肺法) 497 リスクアセスメント 103, 122, 124 リスクアセスメントおよびラ ベル表示・SDS 交付対象 物質 525 リスクアセスメントの結果等 の記録及び保存並びに周 知 12.3 リスクアセスメントの実施時 期等 123 リフラクトリーセラミック ファイバー等に係る措置 365 硫化水素中毒 417 硫酸ジエチル等に係る措置 363 療養(じん肺法) 503 臨時に有機溶剤業務を行う場 合の適用除外等 401 (h) 冷却凝縮捕集方法 138 連絡 (酸欠則) 421

【ろ】

漏えいの防止 (特化則) 345 労働安全衛生規則 37, 241 労働安全衛生法 15,65 労働安全衛生法第57条第1 項第二号の規定に基づき 厚生労働大臣が定める標 章 117 労働安全衛生マネジメントシ ステム (OSHMS: Occupational Safety and Health Management Sys-

tem) 104, 507

労働安全コンサルタントおよ び労働衛生コンサルタン トの業務 225 労働安全コンサルタント試験 225 労働衛生コンサルタント試験 226 労働衛生の三管理 201 労働基準監督官 480 労働基準監督官等による立入 指導等 235 労働基準監督署長 40. 480 労働基準監督署長の許可に係 る設備の特例 (特化則, 鉛則, 有機則) 343, 381, 402 労働基準監督署長への報告 24 労働災害 67 労働災害防止計画 69 労働時間延長の制限 74 労働者 67 労働者 (じん肺法) 488 労働者が石綿等にばく露する おそれがある建築物等に おける業務に係る措置 282 労働者の危険又は健康障害を 防止するための措置 労働者の希望する医師等によ る健康診断の証明 208 労働者の協力 69 労働者の就業に当たっての措 置 128 労働者の遵守事項 101 労働者の使用義務 249

労働者の保護具等の使用業務

ろ過集じん方式の集じん装置

390

(鉛則)

381

ろ渦板 306

ろ過捕集方法 138